〔研究論文〕

米州人権委員会の権限強化とその実際

齊藤　功高

〔Article〕

Expansion of the powers of Inter-American Commission on Human Rights and its practices

Yoshitaka　SAITO

Abstract

The Inter-American Commission on Human Rights (IACHR) has two functions. One is the function as an organ of the OAS, and the other is one as an organ of American Convention on Human Rights (ACHR). They are promotional and contentious functions.

Before the entry into force of ACHR, IACHR performed just a promotional function. In its promotional role, IACHR presides over thematic hearings, publishes thematic or country-specific human rights reports, and conducts on-site visits to regions with problematic human rights situations. Before ACHR, the major task of IACHR was to carry out on-site visits to evaluate the general human rights situation in member countries. However, the power of IACHR was expanded by the 1967 Protocol of Buenos Aires. IACHR began to accept the alleged human rights complaints or petitions from individuals or groups as the information of general human rights situation in OAS member states.

After the entry into force of ACHR, IACHR also got contentious function by ACHR. In this function, it accepts the alleged human rights complaints or petitions from individuals or groups in ACHR member states, and considers them in light of relevant human rights instruments and jurisprudence. It also considers claims for precautionary measures and helps to negotiate friendly settlements between the parties in contentious cases.

I will examine how the activities of IACHR have changed and what effect they have produced to secure redress for human rights violations by expansion of the power of IACHR which now has double functions as an organ of OAS and ACHR.

はじめに

米州人権条約（以下条約）当事国は、現在米州機構（以下OAS）加盟国35か国中25か国である。そのうち、米州人権裁判所（以下裁判所）の管轄権を受諾している国は22か国であり、条約当事国の中で、グレナダ、ジャマイカ、ドミニカは管轄権を受諾していない。また、条約に批准していない国は、米国をはじめ、10か国である。

このような米州人権体制の中心をなす米州人権委員会（以下委員会）は、まず、OAS憲章体制における人権の遵守と促進を担当する機関として、1959年、OASの第5回外務大臣協議会議における

決議Ⅷによって設立された。委員会の任務と権限は、当初、明確にはOAS憲章に規定されておらず、その地位は不明確であったが、1967年、第3回米州特別会議でOAS憲章の改正(ブエノスアイレス議定書)が行われ、委員会は正式にOAS機関の1つになった(51条現53条)。そして、同憲章112条(現106条)1項で、委員会の任務は、人権の遵守および保護を促進し、かつ、これらの事項に関して機構の協議機関として奉仕することと定められた。また、将来設立される条約で、委員会の構成、権限、手続が定められることになった(同条2項)。一方、1965年の第2回米州特別会議で、委員会規程の改正が行われ、委員会の権限が拡大された。この時の委員会規程の改正が最も大きな改正で、その後の委員会の権限や活動に大きな影響をもたらした。この規程の改正で、委員会は、人権侵害を主張する個人の通報を受け取り、それを審査する権限が与えられた[1]。

その後、1978年7月18日に条約が効力を発生し、委員会は条約の機関として設立された。1959年設立の委員会は、人権条約が1969年に採択されて1978年に効力が発生するまでの間、そのまま任務を継続することとなった。

委員会の権限は、とりわけブエノスアイレス議定書の採択、1965年の委員会規程の改正、そして、条約の成立によって強化された。条約の成立によって委員会は、当初有していたOAS機関としての機能と新しく条約上の機能を併せ持つ、いわば二重の機能をもつ機関として行動するようになる。

二重の機能を持つ委員会の権限強化によって、委員会の活動はどのように変化し、どのような効果を生んできたのか、以下検証する。

1．条約当事国に対する委員会の権限強化

委員会の権限は大きく2つに分けられる。1つは、条約当事国に対する権限、もう1つは、条約非当事国であるOAS加盟国に対する権限である。ここでは、条約当事国に対する権限を述べる。

(1) 条約における委員会の権限

条約が効力を発生したことにより、米州人権制度はより強固なものとなった。それは、1つに、保護されるべき人権の内容が条約によって明確になり、人権基準の確立が図られたこと、2つに、委員会の任務が具体的詳細に規定され、なおかつ、人権の司法的解決を担う裁判所が創設されたことにより米州人権体制が構築されたことが挙げられる。

条約における委員会の権限の重要な点は、第1に、条約締約国に、条約規定の実効的な運用が国内法でどのように確保されているかについての情報を委員会に提供させることがある(条約43条)。これは、1965年の委員会規程が、単に、人権に関してとった措置についての情報を提供するように要請できる(条約41条(d)に相当)だけであったのに対し、一歩進んだ内容となっている。

第2に、個人の請願と締約国からの通報を認め、それに基づいて委員会が行動をとることができるようになったことである(条約41条(f))。ただし、締約国の通報に関しては、委員会の受理し、

1 委員会規程9条2項b.委員会に付託される通知及びその他の利用可能な情報を審査すること、委員会が関係あるとみなす情報を得るためにいずれかの米州国家の政府に呼びかけること、ならびに、適切と思う場合に、基本的人権のより効果的遵守をもたらす目的で、勧告をすること。
なお、個人からの通知はgeneral caseとして扱う場合とindividual caseで扱う場合とがあり、前者は、一般的性質の人権侵害に対するものであり、後者は、個別的人権侵害に対して審査、勧告を行うものである。

かつ審理する権限を認めた国のみが通報を行うことができる(条約45条)という制約がある。

第3に、委員会が締約国とともに裁判所へ事件を付託できる権利を有したことである(条約61条1項)。裁判所は、欧州人権裁判所と異なり、個人からの提訴を認めていない。その代り、個人の請願を受理した委員会がそれを審査し、所定の手続きを経て、裁判所に提訴することになっている(条約61条2項)。

委員会は人権侵害に対し政治的解決を図る役割と司法的解決を図る役割を持っている。人権侵害の政治的解決を図る役割については、条約成立以前より、委員会の実践から生み出されてほぼ確立している。ただ、人権の友好的解決などは条約で定められたものであり、条約の成立は、委員会の手法をさらにバラエティに富んだものにしている。人権侵害の司法的解決を図る役割はまさに条約の成立によるもので、この点で人権条約の成立により委員会の権限は大幅に強化されたといってよい。

さて、条約上の委員会とOAS憲章上の委員会の関係はどのように理解すればいいのか。両者は同じ組織なのか、すなわち、OAS憲章の下で設立された委員会がそのままの組織で、条約上の権限を追加されたのか、それとも別個の新しい組織なのか。ブエノスアイレス議定書の創案者や条約の創案者、並びに、すべてのOAS加盟国は、第5回外務大臣協議会議で設立された委員会と条約によって設立された委員会とは実質的に同じものだと認識していた。それは、委員会がすべてのOAS加盟国によって選挙された個人によって構成され(条約34条、委員会規程2条1項、委員会内規1条3項)、OASのすべての加盟国を代表する(条約35条、規程2条2項、内規1条2項)という条約、規程、内規上の文言からも明確である。

委員会の主要な任務と権限である人権の尊重および保護を促進することは、条約41条で具体的に規定されている。すなわち、①人権意識の啓発、②人権措置の勧告、③研究、報告の準備、④人権措置に対する情報の要請、⑤加盟国の質問への回答と助言の提供、⑥請願と通報に関する行動、⑦年次報告書の提出である。

請願と通報に関する委員会の権限については条約44条から51条[2]にその規定がある。これらの規定によって人権条約の当事国は個人の人権侵害に対する委員会の権限を認めなければならないこととなった。上記⑥を除いた項目は、すべてのOAS加盟国に対する権限を規定する委員会規程18条に述べられている。このことから上記⑥を除いた項目は人権条約で新たに規定されたものではなく、すでに条約成立以前に委員会規程や内規によって認められたものである。

人権条約の成立前から、すでに委員会規程の改正により、個人の請願については審査がなされていたが、条約によって初めて、受理され審査された請願に対する委員会の報告書が、関係国に送付されてから3か月以内に問題の解決が図られるか、裁判所へ問題を付託されることになった。さらに、両方がなされないとき、委員会は関係国に勧告を行うが、それでも問題が解決されないときには報告書を公表することになった(条約51条)。

委員会は、条約上のどのようなプロセスを踏んで人権侵害から個人の人権を守るのであろうか。

委員会に提出された苦情を取り扱う手続きは、条約48条から50条に述べられている。まず、第

2 44条個人の請願、45条締約国の通報、46条請願または通報の受理可能性、47条請願または通報の不受理の理由、48条請願または通報の処理、49条友好的解決に達した場合、50条友好的解決に達しなかった場合、51条意見、結論および勧告

1段階として、請願が受理できるかどうかを決定する(48条1項)。その場合、委員会は請願が受理されるのに必要な事項を満たしているかどうか決定する(48条(a))。

受理可能な場合には、第2段階に進む。この段階では、委員会は、関係当事者から口頭の陳述を聴取したり、あるいは書面の陳述を受理する方法で、主張された事案を調査する(48条(e))。この時点で、委員会は関係当事者に対して、訴訟の代わりに、友好的解決を通して紛争の解決に努める(48条(f)、49条)。

関係当事者が友好的解決に達しなかった場合、第3段階に進む(50条)。委員会は、事実及び委員会の結論を示す報告書を作成する(50条1項)。この報告書は、関係国に送付され(50条2項)、委員会は適当と認める提案及び勧告を行うことができる(50条3項)。事案は関係国に送付されてから3か月経つと、委員会もしくは関係国によって裁判所に付託される(51条)。委員会が裁判所に事件を付託するためには、48条から50条までの手続きが完了する必要がある(61条2項)。

上記の手続きを踏んで、委員会は最終的には司法的解決に持ち込むが、これらの訴訟段階においては、事件を調査するのに莫大な時間を要し、それは、結局、犠牲者の権利を取り戻す過程を遅らせることになるので、素早く裁判ができるように手続き過程を短くすべきだとする見解がある[3]。

(2) 委員会規程と内規における委員会の権限

条約の内容をより詳細に規定したものが、委員会規程や内規である[4]。これらは、OASのいわば内部規則であることからOAS加盟国はその内容に従ってきた歴史がある。

1979年に改正された委員会規程では、条約当事国と条約非当事国とで委員会の対応を分けている。すなわち、18条では、OAS加盟国全体に対する委員会の権限を述べ、条約当事国はそれに加えて、19条で委員会の権限を強化している。

委員会規程18条では、人権条約の当事国、非当事国にかかわらず、すべてのOAS加盟国に対する権限として、①人権意識の啓発、②人権の措置の勧告、③研究、報告の準備、④人権措置に対する情報の要請、⑤加盟国の質問への回答と助言の提供、⑥年次報告書の提出、⑦現地調査の実施、⑧予算案の提出、を挙げる。上記のうち、①から⑥までは、人権条約41条と同様の内容となっている。このように、委員会規程の18条と人権条約41条((f)を除き)は、1965年の委員会規程で規定されたすべてのOAS諸国に対する委員会の権限であり、人権条約で新たに規定されたものではない。

規程18条に追加して、19条では、条約当事国に対して、さらに次の権限を委員会に与えている。それは、以下の6つである。①個人請願の審理と友好的解決の努力、②裁判所への出廷、③裁判所への暫定措置の要請、④裁判所への条約解釈の要請、⑤追加議定書案の提出、⑥条約修正案の提出、である。この委員会の追加権限は、主に司法的解決を図る役割の強化である。すなわち、条約当事国への委員会の権限の特徴は、大規模組織的な人権侵害の場合に加えて、個人の人権侵害に対する委員会の司法機能を認め、それを梃に委員会の権限強化を図ったことである。

また、条約当事国に対する請願や通報についての委員会の権限は、委員会規程23条と内規31条

3 Kimberly D. King-Hopkins, Inter-American Commission on Human Rights: Is Its Bark Worse Than Its Bite in Resolving Human Rights Disputes?, 35 Tulsa L.J. 421 (Winter, 2000) ,p.432

4 委員会規程22条

から50条までに示されている。

規程23条には、条約の44条から51条の規定に従って、委員会は、条約当事国に対する人権侵害の請願や通報に関する手続きを決定し(規程23条1項)、条約44条から51条に言及されている友好的解決に達しない場合は、180日以内に、委員会は、条約50条によって報告書を準備することになっている(同条2項)。

内規における条約当事国への請願や通報に対する委員会の対応で注目すべきは、①深刻で緊急の場合には現地調査を実施する(44条)、②友好的解決を図り(45条)、それが成功すれば、その旨を明記した報告書を提出し、失敗に終わった場合には、その旨の報告書を提出する(46条)、③人権の改善に関する提案と勧告を含む報告書を提出する(47条)、④事件を裁判所に付託する(50条)、という条項であろう。

2．条約当事国ではないOAS加盟国に対する委員会の権限

条約の非当事国のOAS加盟国に対する委員会の権限は、OAS加盟国すべてに対する委員会の権限を規定する18条に追加して、委員会規程20条に述べられている。第1には、委員会に提出された通報とその他の利用可能な情報を審査すること、委員会が適切だと思う情報を提出すること、委員会が適切だと思う基本的人権のより効果的な遵守をもたらすために勧告をすること、という権限が委員会に与えられた(規程20条b)。第2に、条約非当事国のOAS加盟国に対する委員会の権限の根拠は、人の権利および義務に関する米州宣言(以下アメリカ宣言)であり、とりわけ、1条、2条、3条、4条、18条、25条、26条[5]である(規程20条a)。もちろん、条約非当事国におけるこのような委員会の権限も国内の救済が尽くされた場合に初めて検証されることは条約当事国と変わらない(規程20条ｃ)。この規定は、1965年委員会規程と変わらない内容となっている。

規程では、そこで扱う人権は、条約当事国は条約に述べられた人権であり、条約非当事国はアメリカ宣言に述べられた人権と理解される(規程1条)。従って、規程で述べられている委員会の権限は、条約とアメリカ宣言の人権に対してであり、この点、委員会規程は条約とアメリカ宣言を同等に扱っている。

(1) ベイビーボーイ事件におけるアメリカ宣言の法的拘束力の確認

アメリカ宣言に法的拘束力を認めるというのは委員会の立場であり、1981年3月のベイビーボーイ事件において、委員会はアメリカ宣言に法的拘束力があるという委員会の立場を最初に鮮明にした[6]。また、1989年の裁判所の勧告的意見においてもアメリカ宣言に法的拘束性があるとの見解を見ることができる[7]。

さて、ベイビーボーイ事件は、1973年10月3日マサチュセッツ州ボストンで、中絶されたベイビーボーイのために、非政府組織カトリック・アクションCatholic Actionによって委員会に提出さ

5 1条生命、自由および身体の安全、2条法の前の平等、3条信教の自由および礼拝、4条調査、意見、表現および普及、18条公正な裁判、25条恣意的逮捕からの保護、26条正当な法の手続

6 Baby Boy Case, Case 2141, Inter-Am. C.H.R., Report No. 23/81, OEA/Ser.L./V/II.54, doc. 9 rev. 1,p. 14 (1981).

7「アメリカ条約64条の枠内でのアメリカ宣言の解釈」Inter-American Court, Advisory Opinion OC-10/89(Series A No.10)(1989)

れたものである。

委員会への請願は、1973年1月22日Roe v. Wadeの連邦最高裁判所判決後提出された。この事件は、妊娠中絶を認めたマサチュセッツ州の妊娠中絶法criminal abortion statuteは無効だとして訴えたものである。請願者は、「生命の権利は受胎の時から保証される」という条約4条とアメリカ宣言1条[8]は同趣旨であるとして、その解釈を求めた。委員会は、中絶を禁止していると解釈できる余地のある条約4条の文言にも関わらず、アメリカ宣言の準備作業に言及して、妊娠中絶法はアメリカ宣言に違反していないと結論した。

アンドレス・アギュラーAndres Aguilarは、その同意判決[9]で、アメリカ宣言1条は、この事件では基本的な法規定であるが、生命が始まるときはいつかを決定するのは論争のある問題だとして、その解釈を避けてきたのは、準備作業から明らかであると言う。また、彼は、最終的に承認された草案は妥協の産物であり、たとえ、誕生の時から明らかに生命は保護されるとしても、生命がいつ誕生したのか、受胎の時なのか、あるいはそうでないときなのか、各国家の国内法にその決定権は残されていると述べる。さらに、彼は、多数意見は、宗教的倫理的あるいは科学的観点から、中絶が非難されるべきかどうか判断することができなかったので、米国は、受胎時あるいは、誕生に先立つその他の時から生命の権利を保証する国際的な義務を負っていないと決定したと述べ、結果として、米国の妊娠中絶法がアメリカ宣言から由来する生命の権利に違反したと決定することはできなかったと主張した。

ベイビーボーイ事件が係争中であったとき、委員会は、米国議会の4人のメンバーから勧告的意見を求める請求を受け取った。委員会は、人権に関する事柄にはOAS加盟国から出された質問に答える必要があると表明した。委員会は、アメリカ宣言は米国に対して法的拘束力があるという次の立場を示した。米国の国際義務はOAS加盟国として、委員会の管轄の下で、1967年2月27日のブエノスアイレス議定書によって修正され、1968年4月23日、米国によって批准されたOAS憲章によって決定される。OAS憲章3条、16条、51条、112条、150条、人権に関するOASの他の文書、決定は拘束力を有する。

これらの文書や決議は、次の通り米国政府の投票によって承認されたものである。アメリカ宣言、1965年リオデジャネイロの第2回特別米州会議の決議22による修正をされた1965年の委員会規程と内規、1979年の委員会規程と内規である。1965年と1979年の両委員会規程では、委員会は人権の遵守と尊重を促進する権限を持ったOASの機関であると規定している。同規程に規定されている人権の内容は、アメリカ宣言に述べられた諸権利と同一であると理解されている[10]。

委員会は、アメリカ宣言を報告書で述べる場合、アメリカ宣言が法的拘束力の性質を有するという言い方をせず、たとえば、「アメリカ宣言はバハマを含むOASのすべての加盟国に対する国際的法義務の法源を構成する[11]」というような言い方をする傾向があるが、委員会はアメリカ宣言には法的拘束力があると理解している。さらに、委員会は、規程の20条と委員会手続規則51条(請願の受理)と52条(適用できる手続)の下で、人権条約の非当事国であるOAS加盟国に関して、アメリカ

8 1条すべて人は、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する。

9 Baby Boy Case, supra note6,p.1

10 Id.,pp.15-17

11 Prince Pinder v. Bahamas, Case 12.513, Inter-Am. C.H.R., Report No. 79/07, OEA/Ser.L./V/II.130, doc. 22 rev.1 (2007),p.20

宣言に規定された人権侵害の告発を含む請願を受理し審査する権限を与えられている。

条約が効力を発生するまで、すなわち、1965年から1978年まではアメリカ宣言が米州人権制度の唯一の法的規範であった。アメリカ宣言は、法的拘束力のない宣言として採択されたが、委員会の慣行によって、慣習法として法的拘束力を持つに至ったとみられるし、委員会の見解はそのようなものである。フォンテーヌFontaineも、委員会の慣行がアメリカ宣言に事後の拘束力(une force obligatoire *ex post facto*)を与えた[12]と述べている。

(2) 裁判所の勧告的意見に見るアメリカ宣言の法的拘束性

1988年、コロンビア政府は、アメリカ宣言と条約64条[13]の関係について解釈を求めるという内容の勧告的意見を裁判所に要請した[14]。コロンビア政府の主張は次のとおりである[15]。コロンビア政府の理解だと、アメリカ宣言は、条約ではないが、アメリカ宣言は、自動的にそのような結論にはならない。改正OAS憲章(ブエノスアイレス議定書)に含まれている人権条項の解釈は、原則として、アメリカ宣言で述べられている権利と義務の分析を含むと考えられる。人権の保護のための米州体制の法的枠内で、アメリカ宣言の規範的地位の決定を要求するのは合理的である。

コロンビアの主張に対して、裁判所は以下のような見解を述べた。

人権の国際的保護は、米州人権法の主要な指針でなければならないし、米州人権法は、1948年から現在まで進化してきた。すなわち、国際的な人権保護の文書は新しい文書によって形作られてきたのである。国際司法裁判所ICJが南西アフリカ事件[16]で述べているように、国際的な文書は、解釈当時に効力がある司法システムの枠内で解釈され、適用されなければならないのである。

従って、アメリカ宣言の法的地位を決定するためには、アメリカ宣言が1948年に持っていた規範的価値と重要性を吟味するより、アメリカ宣言の採択以来、過去においてなされてきた進化に照らして、今日の米州人権体制を見ることの方が適切である[17]。

これまで、OAS総会は繰り返し、アメリカ宣言は、OAS加盟国にとって国際義務の源泉であるとの認識を示してきた[18]。それゆえ、OAS憲章に言及されている基本的人権と一体として理解され

---

12 Pierre-Michel Fontaine, Les projets de Convention inter-americaine des droits de l'Homme: Annalyse jurideque et considerations politiques, Revue belge de droit international,1969-1, p.150芹田健太郎、「米州における人権の保護―米州人権委員会を中心に―」、法学論叢86巻2号49頁。ただし、アメリカ宣言に規定された内容のすべてではなく、1956年第2回米州特別会議で採択された委員会規程におけるアメリカ宣言1条から4条、18条、25条、26条が慣習法として法的拘束力を持つ。

13 64条

1. 機構の加盟国は、本条約あるいは、米州諸国における人権保護に関する他の条約の解釈に関して裁判所に意見を求めることができる。加盟国の権限の範囲内で、ブエノスアイレス議定書によって修正された米州機構憲章の第10章に挙げられた機関は、同様の方法で裁判所に意見を求めることができる。

14 Inter-American Court, Advisory Opinion OC-10/89(Series A No.10)(1989),No.1

15 Id.,No.2

16 International Status of South-West Africa, Advisory opinion, ICJ Reports,1950,p.128

17 Inter-American Court, supra note14,No.37

18 Id.,No.42　たとえば、1977年、6月22日の決議314(Ⅶ-0/78)では、OAS総会は、アメリカ宣言に述べられた約束を実行する義務を明らかにするために研究の準備を委員会に要求した。決議371(Ⅷ-O/78)(1978年7月1日)では、OAS総会は、アメリカ宣言遵守を促進する約束を確認した。決議370(Ⅷ-0/78)では、アメリカ宣言で認められた人の権利を尊重するために、OAS加盟国の国際的な約束に言及した。

るアメリカ宣言にOAS加盟国は署名したのである。OAS憲章の人権条項は、アメリカ宣言の人権条項と関連づけないで、解釈され、適用されることはできない[19]。

その意味で、OAS加盟国にとって、アメリカ宣言は、OAS憲章に言及された人権を定義する典拠である。さらに、委員会規程1条(2)(b)と20条は、アメリカ宣言に述べられた人権に関して、委員会の権限を定義している。そのため、アメリカ宣言はOAS加盟国にとって、OAS憲章の国際義務の源泉である[20]。

アメリカ宣言が条約ではないということは、宣言が法的効果をもたないとか、あるいは、裁判所が上に挙げた原則の枠内で、宣言を解釈する権限を欠いているという結論を導かない[21]。

以上、裁判所の勧告的意見を見てきたが、委員会の慣行から、アメリカ宣言はOAS加盟国にとって法的拘束力を持つ文書として現在は確立している。

(3) 委員会規程と内規における条約非当事国に対する委員会の権限

1959年に委員会が設立されて以来、委員会の権限強化は委員会規程と内規の改正によってなされてきた。1960年の委員会規程では、委員会は、人権尊重を促進する任務を遂行するにあたって、a.人権意識の啓発、b.人権のための漸進的措置と、人権の誠実は遵守の促進のための適切な措置の採択を、加盟国政府に対して一般的に勧告をすること、c.研究又は報告の準備、d.情報提供を加盟国政府に促すこと、e.人権に関する助言的機関として奉仕すること、と定められた。この規定は、現在の委員会規程18条に挿入されている。

1960年委員会規程は、個人からの請願を審査する権限や加盟国政府に直接的個別的に勧告する権限を委員会に与えていなかった。そのため、委員会は、設立当初から個人からの人権侵害の苦情を受け取っていたが、苦情を検討する権限を与えられていなかった。

しかし、1965年の改正委員会規程では、委員会の権限が拡大され、人権侵害を主張する個人の通報を受け取り、それを審査する権限が与えられた。

1965年の委員会規程と内規の下で、委員会は当該国家への通報の適切な部分を送付し、その回答を提出させる権限を与えられた。関係政府は6カ月(180日)で回答することになっていた。

個人が苦情を委員会に持ち込むようになったのは、アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどの軍事独裁政権が大規模な人権抑圧をするようになる1970年代初頭からである。委員会は、個人にとって告発の表明と人権抑圧の非難表明の媒体となった。

しかし、1970年代のOAS諸国の多くは非民主国家だったので、それらの国は苦情に対して全く回答しないか、回答したとしても、中身のない回答だった。そこで、委員会は、内規51条1項(現規程42条)を適用して、義務を怠ったことによる人権侵害事実の推定という方法を通して人権救済をするという構成をした[22]。たとえば、多くの国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、キューバ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、パラグイア、ウルグアイ)は、委員会が求める情報の要請に答えないか、あるいは、不遜な態度で答えるかであったが、委員会は、自動的に51条1項(現

19 Id.,No.43
20 Id.,No.45
21 Id.,No.47
22 51条1項は、告発された事件の発生を事実だと推定するという規定。

規程42条)を適用し、当該国家はアメリカ宣言の関連事項を侵害していると宣言した。

これらのことから、委員会は、①告発された事実の責任を決定するために、完全で公平な調査を命じること、②これらの責任者を処罰すること、そして、③当該事件の決議の勧告に従うようとられた措置に関して、30日以内に委員会に知らせること、さらに、④委員会は、OAS総会の年次報告書で決議を発表すること、という勧告をした。

1979年の委員会規程24条[23]では、条約非当事国に対し、委員会は、当該国に対する人権侵害の告発、苦情を含む通報に関する手続きを確立した(同条1項)。この目的のために、現行内規は、1960年の内規、第2回米州特別会議の決議22、1968年の理事会による改正、1979年の常設理事会による移行決議における規則を含むものとした(同条2項)。

条約非当事国に対する請願に関する委員会の対応は内規の51条から54条に規定する。委員会はアメリカ宣言に述べられている人権侵害の告発を含む請願を受理し審査する(51条)。その際、委員会の手続きは、先に述べた条約当事国の場合と異なる。すなわち、内規によると、その手続きは32条から43条の条項に含まれる一般規定に従って行われることになる。その結果、条約当事国に対する手続のうち、44条の現地調査、45条の友好的解決、47条の提案と勧告を付した報告書の準備、50条の裁判所への付託は行われない。逆に、これらの手続きは条約当事国のみに行われるものだということになる。その代り、53条で、委員会は、勧告と履行の最終期限を含む最終決定を作成し、関係国と請願者に送付し(同条3項)、関係国が期限内に勧告措置を採用しない場合には、委員会の決定を年次報告書として公表する(同条4項)。そして、90日以内に委員会の勧告措置を採用しない場合は、年次報告書でその決定を公表する(54条)という手続きを踏むことになる。

委員会規程18条に述べられている委員会の権限は、条約41条と同じ趣旨であることから、条約41条によって委員会の権限が条約非当事国のOAS加盟国にも及ぶかどうか。

1つの考え方は、条約は「第三者を益しも害しもしない」という原則(条約法条約34条)から、条約は第三国の義務を創設しないというものである[24]。たとえば、ガルシア・アマドールGarcia-Amadorは、一般的に締約国に対する条約上の委員会の権限は、非締約国には及ばない[25]、と述べる。その場合には、委員会はOAS憲章の106条[26]から一般的な権限を導き、1979年の委員会規程から条約非当事国に対する権限を主張することになる[27]。しかし、委員会規程から委員会の権限を導くことは、委員会の権限がOAS総会決議によって変更されることを意味するので、委員会の権限の安定性に欠けるという欠点がある[28]。

もう一つの考え方は、条約非当事国のOAS加盟国に対する委員会の特別な権限は人権条約から導かれるとするものである。バーゲンソルBuergenthalは、この見解をとって、すべてのOAS加盟

23　24条は23条と対になっていて、23条は条約当事国に対する委員会の対応を規定している。

24　Cecilia Medina Quiroga, *THE BATTLE OF HUMAN RIGHTS*, Martinus Nijhoff Publishers(1988),p.118

25　Id.,p.118 F.V. Garcia-Amador, Atribuciones de la Comision Interamericana de Derechos Humanos en relacion con los estados miembros dela OEA que no son partes en la Convencion de 1969, in IACHR, Derechos en las Americas (1984),Washington D.C.,pp.178-179

26　106条　米州人権委員会を置く。委員会は、人権の遵守および保護を促進し、かつ、これらの事項に関して機構の協議機関としての任務を行うことを主要な任務とする。

27　Cecilia Medina Quiroga ,supra note24,p.118

28　Id.

国は、OAS憲章の批准によって、人権条約上の委員会の権限をOAS憲章の機関としての人権委員会の権限と同じと見なすことに同意した[29]と述べる。彼の主な根拠は、OAS憲章106条に求めるが、この規定が人権条約の交渉過程、あるいは、決定過程ではっきりとは示されておらず、委員会規程の議論の中でもこの点については明らかにされていないので、この点あいまいさが残る[30]。

しかし、人権条約における委員会の構成、権限、手続き規定を議論する際の事実は後者の解釈を支持しているように見える[31]。委員会がOAS憲章の機関として、そのまま条約上の委員会を構成しているとOASが信じたことを意味する[32]。

この解釈はまた、委員会の権限の発展の歴史から支持されるように思われる[33]。委員会の歴史では、委員会の権限は、常に、法的基礎に基づいて変化してきた。委員会は、OASの自立的機関からOASの正式な機関になり、事実上行使してきた権限を法的に強化する一方で、より強固な権限を獲得してきた。しかし、この解釈は伝統的な国際法の観点からは受け入れがたいことも事実である[34]。

以上のことから考察するに、この問題は、委員会のOAS上の機関と条約上の機関という二重の機能を持っていることから生じたものである。この二重機能を持っているところに委員会の権限がOASという政治機構をバックに強化されているとみることが出来よう。

3．委員会の権限による実際

委員会の権限による実際として、現地調査の実施、友好的解決の促進、暫定措置の要請の若干の例を挙げる。

(1) 現地調査の実施

条約成立以前は、現地調査が委員会の最も重要な役割であり、すでに、人権条約が発効する以前から、委員会による情報源としての現地調査の慣行は確立している。

現地調査が最初に実施されたのは、1961年ドミニカ共和国であるが、その後、条約が批准されるまで、7回の現地調査が実施された。たとえば、1969年のホンジュラスとエルサルバドルとの紛争中、委員会は、状況を調査するために小委員会を任命した。現地調査の結果、委員会は、両政府に、家族の分離をもたらす拘禁や強制的立ち退きに関する情報の要請をした。

1970年代と1980年代になると、委員会は現地調査の方法に工夫を凝らすようになった。たとえば、1974年のチリに対する現地調査や1979年のアルゼンチンへの現地調査では、国内あるいは地域のNGOの援助を得て、多くの人にインタビューを行った。チリの場合、チリに関する人権レポートを準備する際、チリにある人権組織、例えば、カトリック教会やキリスト教民主党のメンバーに

29 Id. T. Buergenthal, The Inter-American System for the Protection of Human Rights, in OEA, Washington D.C.(1982),pp.80-120
30 Id.
31 Id.,p.119
32 Id.
33 Id.
34 Id.

よる人権委員会などから情報を得た。

委員会のもっとも劇的な現地調査は、アルゼンチンの現地調査である。委員会は、「汚い戦争」中、アルゼンチンで起こった大規模強制的な失踪に関して、当該失踪者の主張を立証し、アルゼンチンの人権状況を公表した。この報告書は、この国の状況に有益なインパクトをもたらした[35]。

クーデタの始まる1975年初め、委員会は、多くのアルゼンチンにおける人権侵害の苦情を受け取った[36]。1978年初め、委員会はこれらの苦情を解決するために、アルゼンチンに現地訪問の許可を要請した[37]。1978年初め、アルゼンチン政府は、法的状況を検討するという限定的な目的での訪問に合意した。しかし、委員会は、限定的目的の現地訪問を拒否した。最終的に、1978年12月、アルゼンチン政府は、委員会の基準(委員会に旅行行程を選択すること許す)に沿った訪問を受け入れると委員会に知らせてきた。当初、訪問は1979年5月の予定であったが、人権条約の効力発生時の委員会の組織変更に伴い延期になった。

このように、委員会の訪問をアルゼンチン政府が受け入れた理由は定かではない。おそらく、委員会の訪問前に、アルゼンチン政府は、政治的拘禁者の身体的状況を改善して自国政府に不利な内容を除外したためであると思われる[38]。あるいは、米国がアルゼンチンに委員会の訪問に同意するよう圧力をかけたためかもしれない。または、その両方かもしれない。

当時、米国国務省は、アルゼンチン政府に逮捕され、拉致された米国市民の引き渡しを要請していた。1977年1月にカーター大統領が就任してすぐ、そのための圧力として軍事費援助と財産のカットを決め、1978年9月30日効力が発生した。この時期にバンス国務長官がアルゼンチンを訪問し、同政府に失踪者のリストを提出した。1978年9月、米国国務省は、委員会の訪問を承諾する代わりに、凍結していた輸出入銀行の支出を認めた。このように、米国のアルゼンチンに対する人権政策が委員会の現地訪問に大きくかかわっていたことは間違いないであろう。

委員会は1979年9月から20日まで、アルゼンチンを訪問し、多くの証言を収集し、5,580の苦情を受けとった。そのうち、4,153の苦情は新しいものだった[39]。この訪問で最も劇的な瞬間は、ブエノスアイレスで起こった。何千という人が、委員会が証言を聴取している建物の前から通りを埋め尽くした。犠牲者のたった一人の流れが、彼らの親戚の安否に関する状況を得ようとする多くのひとびとに、圧政の終わりに向かう確信を与えることになった[40]。

委員会の報告書は、投獄中に殺害された多くの事件を詳細に報告したが、報告書は、委員会の情報収集の要請に対するアルゼンチン政府の回答は不満足であるとした。アルゼンチン政府は、拘禁者16名、発見された人73名、死亡者18名を含むこれらの事件の少ない数のみを明らかにした[41]。

委員会はまた、予防的拘禁による窮状と、拘禁者に憲法上の権利(無限の拘禁より国外追放を選

35 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, The Effectiveness of International Human Rights Pressures: The Case of Argentina, 1976-1983, 75 Minn. L. Rev. 1009 (1991),p.1022

36 Inter-American Commission on Human Rights, REPORT ON THE SITUATION OF HUMAN RIGHTS IN ARGENTINA p.1, OAS Doc. OEA/Ser.L/V/II.49, doc. 19, corr. 1, (1980)

37 *BEHIND THE DISAPPEARANCES, ARGENTINA'S DIRTY WAR AGAINST HUMAN RIGHTS AND THE UNITED NATIONS* (1990)p.173

38 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, supra note 35,p.1020

39 REPORT ON THE SITUATION OF HUMAN RIGHTS IN ARGENTINA,supra note 36,p.6

40 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, supra note 35,p.1021

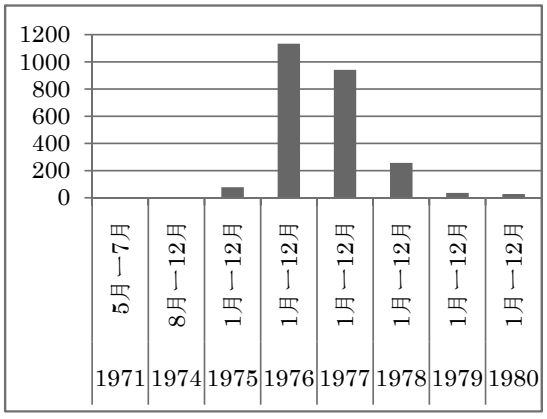
41 Id.,p.1022

択する）の行使を許可しないというアルゼンチンの現状を報告した[42]。委員会は、表現の自由と信教の自由の侵害、人権組織の活動の自由、労働の権利、政治的権利、公正な裁判を受ける権利などにも言及した。また、圧政がテロリズムとの戦いに必要であるとの政府の主張に対する委員会の回答は特に重要である[43]。委員会は、このような理由は政府による人権侵害を正当化できないと述べた[44]。さらに、委員会は、委員会の使命は「政府のスパイや機関によって侵害されてきた個人の権利を守ること[45]」であると述べた。

委員会の報告書は、広くアルゼンチンの内外に広がったが、この報告書はアルゼンチンでの人権侵害に関する世界の世論を喚起するのに大いに役立った。このように、報告書によって、外部の者がアルゼンチンの状況に関心を寄せるようになった。

委員会の訪問以後、アルゼンチンでの失踪は減少した。アルゼンチン政府はその理由を政府転覆に対する戦争に勝利したからだと発表した[46]。委員会は、1976年、1977年、1978年と比べて、1979年には、失踪した拘禁者の数は減少したと発表した。1979年10月以来、委員会は、新しい失踪者の報告を受けていない[47]。失踪者に関する国家委員会the National Commission on the Disappearedに寄せられた情報は、委員会の訪問以来、失踪者が少なくなっていることを示している[48]。たとえば、国連ワーキンググループthe United Nations Working Group on Enforced or Involuntary Disappearancesでは、受け取った情報に基づいて、1971年以来の失踪者の頻度のチャートを公表している[49]。

報告された失踪者数[50]



年	月	報告された失踪者数
1971	5月－ 7 月	2
1974	8月－12月	5
1975	1月－12月	78
1976	1月－12月	1134
1977	1月－12月	941
1978	1月－12月	257
1979	1月－12月	36
1980	1月－12月	28

42 REPORT ON THE SITUATION OF HUMAN RIGHTS IN ARGENTINA,supra note 36, pp.139-77.
43 Id. ,pp.22-27
44 Id. ,p.25.
45 Id. ,p.26.
46 Id.,p.135.
47 Id.,p.135
48 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, supra note 35,p.1024
49 REPORT OF THE WORKING GROUP ON ENFORCED OR INVOLUNTARY DISAPPEARANCES, p.21, U.N. Doc. E/CN.4/1986/18 (1986).
50 1986年の国連ワーキンググループのデータから作成　U.N. Doc. E/CN.4/1986/18 (1986).

しかし、委員会の訪問によって失踪がなくなったかは不明である。委員会の調査によって作り出された政治的環境の変化の結果かもしれないし、政府転覆に対するアルゼンチン政府の戦争が訪問の期日にほぼ完了し、そのため、失踪がもはや必要としなくなったためかもしれない[51]からである。

OAS総会は、アルゼンチンに対する委員会の報告書を議論した。しかし、アルゼンチン政府のこの報告書に対する強い反対とアルゼンチン政府を支援するレーガン政権の誕生で、1980年11月のOAS総会で、この報告書は多くの論争を巻き起こした。その結果、OAS総会は、一般的に委員会が調査した国に対する決議を採択するのを躊躇した[52]。ラテンアメリカ諸国の中には、明らかに、強い証拠を持つ報告書を公表するのに否定的だった国もあった[53]。

委員会は、1979年報告書とその報告書の1980年のOAS総会での議論に続いて、アルゼンチンに対する非難行動をとらなかった。委員会は、まだ解決されない何千という失踪者の問題を追及することはできたが、その報告はしなかった[54]。それは、委員会がアルゼンチンでの失踪者状況が実質的に改善されたので、さらなる行動が必要とされなくなったと信じたからであろう[55]。

さらに、レーガン政権になり、米国政府の変化と新しい外交政策による新しいアプローチは、委員会の財政の減少という結果となり、人権に関する米国の関心は減少した[56]。それゆえ、委員会は、同時に、以前に持っていた財政的資源と政治的支援を欠くことになった[57]。

一般的な人権侵害に対する委員会の現地調査は、条約が効力を発生した後でさえ続いていた。その理由は、主に、1960年代、70年代、そして80年代初頭まで、多くの国は、広範囲に人権侵害をしていた権威主義的体制によって支配されていたからである。これらの国は、民主主義が導入されるまで条約を批准していなかったので、委員会の現地調査と報告書が人権状況を改善するようこれらの国に圧力をかける唯一の手段だった。

(2) 友好的解決の促進

友好的解決の手続きは条約で初めて規定された。友好的解決が使われ出したのは、多くの国で民主主義に戻ったことが要因とされる。たとえば、軍事独裁政権のときに刑務所に収監されていた指導者が解放後大統領などになり、非民主的な前政権が犯した人権侵害を糾弾することがある[58]。

最も有名な例としては、1980年代にアルゼンチン当局がPEN（poder ejecutivo nacional）で知られる行政命令の下で恣意的拘禁をした一連の事件に対する友好的解決がある。これは、アメリカ宣言18条公正な裁判を受ける権利に基づいて、委員会に請求したものである。委員会は、アルゼンチン政府がアメリカ宣言に述べられた恣意的拘禁の禁止に違反していると認定する報告書を作成し、OAS総会はその決議を採択した[59]。これらの事件の犠牲者は、NGOの法律家を通して、アルゼン

51 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, supra note 35,pp.1024-1025
52 唯一の例外は、スリナムに関する決議だった。
53 T. Buergenthal, R.Norris & D.Shelton, *PROTECTING HUMAN RIGHTS IN THE AMERICAS*（2d ed. 1986）,pp.204-13
54 REPORT ON THE SITUATION OF HUMAN RIGHTS IN ARGENTINA,supra note 36,p.135.
55 David Weissbrodt and Maria Luisa Bartolomei, supra note 35,p.1025
56 Id.
57 Id.
58 Diane F. Orentlicher, Settling Accounts: The Duty to Prosecute Human Rights Violations of a Prior Regime, 100 Yale L.J. 2537, 2596（1991）
59 Report No. 1/93, Inter-Am. C.H.R. p.35, p.39, OEA/ser. L/V/II.83, doc. 14 corr. 1（1993）.

チン政府に委員会の勧告を実行するよう求めた[60]。アルゼンチン議会は、カルロス・メネム大統領（彼自身PEN命令の下で投獄されていたが）政権によって提案された法律を認めた。その法律は、犠牲者に財政的賠償を与えるというものだった[61]。

人権条約に規定されている友好的解決手続きは適切に使用され始めている。人権NGOも友好的解決を進めている。友好的解決手続きは、裁判所で訴訟に訴えて双方で非難するより、人間的で、費用もかからない[62]ため、今後の大きな進展が期待される。

(3) 暫定措置の要請

委員会の暫定措置をとる権限は、条約63条2項と内規29条にある。

近年、NGOは、目撃者、犠牲者の家族、人権監視者の命を守るのに特別の行動をとるよう委員会に請願している。条約は、NGOに個人のために請願を提出できることを認めている[63]。委員会は、2つの方法で行動してきた。1つは、内規29条に基づくものである。たとえば、アルゼンチンの軍事独裁政権の時期、両親が失踪している子どもたちに適用した。委員会は、アルゼンチン政府が、トロサreggiardo-tolosaの双子を子どもの血縁者によって指名された保護者の下に置き、二人が精神的ケアを受けいれるよう要請した[64]。

もう一つの方法は、裁判所を通じて特定の人の保護のために暫定措置を求めることである。これは、条約63条2項、内規76条に基づく、委員会の権限である。

実際、裁判所は、委員会の要請にこたえる場合もあるし、それを否定する場合もある。たとえば、要請が受け入れられた例として、グアテマラのケースがある。条約63条2項と内規76条に従って、委員会は、目撃者、その親戚、生存している犠牲者、判事、グアテマラのチュニマChunimaにあるthe Mutual Support Group（GAM）と Council of Ethnic Communities "We Are All Equal"（CERJ）の人権活動家を保護するために、チュニマ 事件で、保護措置を求める要請を裁判所に提出した。裁判所長官は、裁判所規程23条4項の権限に従って、1991年7月15日にこれらの人々の生命と安全を保護するための必要な措置を取るようグアテマラ政府に命令を発した。1991年8月1日には、裁判所は、長官命令を確認した[65]。しかし、ペルーに関する2つの事件では、委員会の暫定措置の要請は否定された[66]。

裁判所で暫定措置が決定される場合、公聴会が開催されるが、そこでは、NGOが委員会とともに出席して、告発された政府代表と対面する形で開かれる。そして、暫定措置が課されるべきかどうか、課される場合、どのような内容の措置が効果的であるか話し合いがもたれる。たとえば、

60 Id. ,p.35.
61 Id. ,pp.38-39.
62 David J. Padilla, The Inter-American Commission on Human Rights of The Organization of American States: A Case Study, 9 Am. U.J. Int'l L. & Pol'y 95,p.108
63 Juan E. Mendez & Jose M. Vivanco, Disappearances and the Inter-American Court: Reflections on a Litigation Experience, 13 Hamline L. Rev. 507, 528（1990）参照
64 David J. Padilla, supra note 62,p.113
65 Inter-Am. Ct. H.R. 12, OAS/ser. L/V/III.25, doc. 7（1992）参照
66 Resolutions of the President of the Inter-American Court of Human Rights of Dec. 14, 1992, Inter-Am. Ct. H.R. apps. IX, X, OEA/ser. L/V./III.27/doc. 10（1993）参照

チュニマ事件では、暫定措置の問題の公聴会に委員会のアドバイザーとしてNGO（Americas watch）の代表が出席した[67]。

おわりに

委員会のOASの機関と条約の機関としての二重の役割は、条約の非当事国であってもOASの機関であるという一点で、委員会はそれらの国の人権侵害に対処することができる。委員会は条約の非当事国であるOAS加盟国に対して大規模で組織的な人権侵害を扱う権限を与えられていたが、1965年の委員会規程改正によって、委員会は、実質的に個人の人権侵害に対しても審査する権限を与えられた。1979年委員会規程でも、条約非当事国からの請願を受理して審査している。条約当事国は、条約を批准することによって個人による請願に対して委員会の権限を自動的に受け入れることになるが、条約非当事国からの請願に対しても、委員会の準司法的機能によって、一定の効果が得られているのも事実である。

ただし、委員会が請願を扱う上で問題がないわけではない[68]。1つは、苦情はすべての国内救済が尽くされてはじめて委員会で扱われるため、個人の権利が重大な脅威にさらされている場合には、当該人権侵害に迅速に対応できないことになり、被害者への援助も時間的問題で効果がなくなる。そのため、重大な人権侵害行為に対応できない結果を招く場合がある。第2に、人権侵害国からの協力がないか、あるいは非協力であることが委員会にとって重大な障害となる。関係政府は、委員会の情報請求に回答しないか、あるいは、満足のいく解決にならない否定的な回答をする場合がある。その結果、国家による説明責任は期待できないものになる。第3に、委員会は、国益に深刻な影響を及ぼしかねない問題は判断を避ける傾向がある。その場合、委員会は、付随的な問題を扱うか、訴えの利益がないとして事件を終わらせる。これが起こると、個人が請願を出すメリットがなくなる。

近年、裁判所の手続規則が改正され、個人は裁判所への提訴権はないが、2001年以降、一度事案が裁判所に付託されると、個人は弁論をできるようになった[69]。裁判所の初期にも、委員会がそのようにするのはまれにはあったが、2001年の新しい手続によって変わった[70]。また、委員会は、勧告に従わないすべての事案を裁判所に付託できるようになった。委員会にとって裁判所の判決の重要性が増しているので、国家側も条約と一致するように国内法を整備する必要に迫られている。

その意味において、OAS諸国における近年の人権尊重は、軍事政権の時がうそのように進展している。

付記：本論文は2010年度文教大学学長調整金による研究の一部である。

67 Chunima, Inter-Am. Ct. H.R. 52, 54, OEA/ser. L/V/III.25, doc. 7 (1992)参照
68 Kimberly D. King-Hopkins、supra note3 ,pp.439-440
69 Inter-Am. Court of Human Rights, Rules of Procedure, Art. 23, Inter-Am. C.H.R. (ser. A) No. 17 (2003).
70 Dinah Shelton, New Rules of Procedure for the Inter-American Commission on Human Rights, 22 Hum. Rts. L.J. 169 (2001)

【資料】

米州人権条約批准国

コスタリカ(1970年4月)、コロンビア(1973年7月)、ベネズエラ(1977年8月)、ホンジュラス(1977年9月)、ハイチ(1977年9月)、エクアドル(1977年12月)、ドミニカ共和国(1978年4月)、グアテマラ(1978年5月)、パナマ(1978年6月)、エルサルバドル(1978年6月)、クレナダ(1978年7月18日)、ここまでが原加盟国、ペルー(1978年7月28日)、ジャマイカ(1978年8月)、ボリビア(1979年7月)、ニカラグア(1979年9月)、メキシコ(1981年3月)、バルバドス(1982年11月)、アルゼンチン(1984年9月)、ウルグアイ(1985年4月)、スリナム(1987年11月)、パラグアイ(1989年8月)、チリ(1990年8月)、ブラジル(1992年9月)、ドミニカ(1993年6月)、トリニダード・トバゴは1991年4月に批准したが、1999年5月脱退。括弧内は、条約の寄託年である。

米州人権条約未加盟国

アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベリーズ、カナダ、ガイアナ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、米国。

米州人権裁判所管轄権受諾国

コスタリカ(1980年7月)、ペルー(1981年1月)、ベネズエラ(1981年4月)、ホンジュラス(1981年9月)、エクアドル(1984年7月)、アルゼンチン(1984年9月)、ウルグアイ(1985年4月)、コロンビア(1985年6月)、グアテマラ(1987年3月)、スリナム(1987年11月)、パナマ(1990年5月)、チリ(1990年8月)、ニカラグア(1991年2月)、パラグアイ(1993年3月)、ボリビア(1993年7月)、エルサルバドル(1995年6月)、ハイチ(1998年3月)、ブラジル(1998年12月)、メキシコ(1998年12月)、ドミニカ共和国(1999年3月)、バルバドス(2000年4月)、トリニダード・トバゴ(1991年5月)

1979年委員会規程(仮訳)

第2条

1. 米州人権委員会は、高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められた、7人の委員で構成する。
2. 委員会は、米州機構のすべての加盟国を代表する。

第18条

委員会は、米州機構の加盟国に対して次の権限を有する。

a. 米州の人民の間に人権意識を発展させること。
b. 人権の更なる遵守に対する適当な措置とともに、国内法、憲法規定及び国際的約束の枠内で人権のための漸進的な措置を採用するように加盟国政府に対して勧告を行うこと。
c. その義務の遂行にあたって有益と考える研究又は報告を準備すること。
d. 加盟国政府に人権に関して採用する措置に関しての報告書を提供するように要請すること。
e. 国内における人権に関する事項について加盟国によってなされた質問に対して、米州機構事務総局を通じて回答すること、および、これらの国が要請する助言the advisory servicesを可能な範囲で提供すること。
f. 米州機構総会に年次報告書を提出すること。そこには、米州人権条約の当事国に適用される法制度、および非当事国に適用される法制度がどの程度とられるべきか記述される。

g. 当該政府の同意、あるいは、招待によって当該国において現地調査を行うこと。
h. 総会に提出するために、事務総局に委員会のプログラム予算を提出すること。

第19条

米州人権条約の当事国に関して、委員会は当該条約と現行規程の下で与えられた権限によって義務を果たすこと、および、18条で述べられた権限に追加して次の権限を有する。
a. 人権条約の44条から51条の規定に従って、請願およびその他の通報に基づいて行動すること。
b. 人権条約上付託された事案に関して米州人権裁判所に出頭すること。
c. 個人に対して回復不可能な損害を防止する必要性が出てきたときはいつでも、裁判所に付託されていない深刻で緊急な事案に委員会が適切だと考える暫定措置をとるように裁判所に要請すること。
d. 米州人権条約あるいは、米州諸国の人権保護に関する他の条約の解釈に関して裁判所に意見を求めること。
e. 人権条約の保護制度の下で、その他の権利および自由を漸進的に含む人権条約の追加議定書の草案を米州機構総会に提出すること。
f. 総会が適切だと考える行動のために提案された米州人権条約の修正を、事務総局を通じて、総会に提出すること。

第20条

米州人権条約の当事国でない機構加盟国に関して、委員会は、第18条に規定された内容に追加して、以下の権限を有する。
a. 米州人権宣言第1条、2条、3条、4条、18条、25条および26条に規定された人権の遵守に特別の注意を払うこと。
b. 委員会に提出された通報および、他の利用できる情報を審査すること、および、委員会が適切だと考えた情報を条約当事国でない加盟国政府に提出すること、および、基本的人権のより効果的な遵守をもたらすために適切だと委員会が考えるとき、加盟国政府に勧告をすること
c. 上記bの下で与えられた権限の行使に先立つ条件として、条約当事国でない各加盟国の国内法的手続き、および救済が正式に適用され、尽くされたがどうか、確かめること。

第23条

1. 米州人権条約44条から51条の規定に従って、委員会内規は、人権条約によって保障された諸権利の侵害で、かつ条約当事国に人権侵害の責任がある諸権利の侵害を主張する請願あるいは通報の事案に適用される手続きを決定する。
2. 人権条約44条から51条に規定される友好的解決が達成されない場合、委員会は、180日以内に、条約50条によって要請された報告書を起草しなければならない。

第24条

1. 内規は、人権条約の当事国でない国に責任がある人権侵害の告発あるいは苦情を含む通報の事案に適用される手続きを確立しなければならない。
2. 内規は、この目的のために、1979年9月20日に機構常設理事会によって採択された決議CP/RES253(343/78)「現行の米州人権委員会から米州人権条約に規定された委員会への移行」を考慮するために、第2回特別米州会議の決議22、および1968年4月24日に開催された機構理事会によって導入された変更と修正を含む1960年5月25日および6月8日に採択された諸決議において機構理事会によって承認された委員会規程に確立された適切な規則を含む。

1992年委員会内規(仮訳)

第1条　性格と構成

1. 米州人権委員会は米州機構の自立的団体であり、その基本的機能は人権の遵守および保護の促進、およびこの分野における機構の助言的団体として奉仕することである。
2. 委員会は、機構のすべての加盟国を代表する。
3. 委員会は、機構の総会によって選ばれた高邁な人物であり、人権分野における能力を認められた個人的能力のある7人の委員によって構成される。

第26条　請願の提出

1. いかなる個人あるいは、団体、あるいは、機構の1つあるいはそれ以上の加盟国に法的に認められた非政府団体も、内規に従って、その事案が人権条約あるいは米州人権宣言で認められた人権侵害に関して、自分自身のあるいは第3者の人権侵害のために委員会に請願を提出できる。
2. 委員会はまた、適切だと考え、および、その見解において、その目的の必要性を満たす事案を進めるために必要な要素を含む利用できる情報を自ら考慮することができる。

第29条　予防的措置

1. 委員会は、自身のイニシアティブで、あるいは、当事国の要請によって、その任務の遂行に必要だと考える行動をとることができる。
2. 委員会は、緊急の事件において、回復不可能な損害を避けるために必要になるとき、告発された事実が真実である場合、回復不可能な損害にとられるべき暫定措置を要請することができる。
3. 委員会が会期中でない場合、議長が、あるいは、議長不在の時は副議長の一人が、事務局を通じて、上記1および2の規定の履行に関して他の委員と協議する。合理的期間内に協議が不可能な場合、議長は、委員会のために決定し、直ちに委員に通知する。
4. このような措置およびその採択の要請は、最終決定に予断を与えるものではない。

第31条　請願を審査する条件

委員会は、条約、規程および内規に述べられた条件が履行された場合のみ、人権条約に定義された人権の当事国によって主張された侵害に関する請願を審査する。

第43条　聴聞

1. 委員会は、書類が事実を証明するために閉じられない場合、当事国の召喚に続き聴聞を行い、請願に述べられた内容の審査を進めることができる。
2. 委員会は、この聴聞では、当該国の代表から適切な情報を要請することができ、要請があれば、関係当事者によって示された口頭、あるいは文書による声明を受け取ることができる。

第44条　現地調査

1. 委員会は、必要で提案されるに値するものであれば、すべての必要な便宜を委員会が要請し、当該国が委員会に与える効果的な行為のために、現地調査を行うことができる。
2. ただし、深刻で緊急な場合にも、人権侵害が行われたと主張される国家の事前の合意に基づいて、公式な許容性の条件をすべてクリアした請願あるいは通報のみが現地調査を行うために必要とされる。
3. 調査段階が完了した場合、事案は、審査のために委員会に付託され、委員会は、180日の期間で決定を準備しなければならない。

第45条　友好的解決

1. 委員会は、当事者の要請、あるいは自身のイニシアティブで、請願の審査のいかなる段階でも、

人権条約に認められた人権尊重に基づいて、事案の友好解決を達成するために、関係当事者の裁量に任せることができる。

2. 委員会は、事案の友好的解決の調停機関として奉仕するために、当事者の立場と主張を十分に詳細にする必要がある。委員会の判断においては、事案の性質は友好的解決の手続きの使用を可能にするものでなければならない。

3. 委員会は、調停機関として行動するために、上記規定に述べられた状況が存在し、紛争の他方当事者がその手続きを受け入れる場合は、当事者の一方によって示された友好的解決の提案を受け入れなければならない。

4. 委員会は、友好的解決の調停機関としての役割を受け入れ、特別委員会を、あるいは、委員の中から個人を任命しなければならない。任命された特別委員会あるいは、委員は、委員会によって決められた期間内に委員会に通知しなければならない。

5. 委員会は、証拠の受け入れと収集の期間を決めなければならない。聴聞をする日程を設定しなければならない。適当な場合には、訪問されるべき国家の同意を受理したのちに実施される現地調査を計画しなければならない。手続の決定の期間を決めなければならない。ただし、委員会は期間を延長できる。

6. 委員会は、友好的解決が達成される場合、関係当事者に送付され、かつ、公表のために米州機構事務総局に提出されるべき報告書を準備しなければならない。この報告書は、達成された事実と解決結果の短い声明を含まなければならない。事件の当事者が要請する場合は、できる限り早く情報を提供しなければならない。

7. 委員会が、その事案を進行中に、その事件がその性質によって友好的解決に適さないと分かる場合、あるいは、一方当事者がこの手続きの適用に同意しないことが分かる場合、あるいは、人権尊重の基づく友好的解決に達する善意の意思を示さないと分かる場合には、委員会は、手続きのいかなる段階でも、友好的解決が終了したとする調停機関としての役割を宣言することができる。

第46条　報告書の準備

1. 委員会は、友好的解決が達成されない場合、当該政府および請願者によって提供された証拠、事実に対する目撃者から得られた証拠、あるいは、文書、記録、公式な公刊物、あるいは、現地調査を通しての証拠を審査することができる。

2. 委員会は、証拠が審査された後、研究のために提出された事案に関する事実と結論を述べる報告書を準備しなければならない。

第47条　提案と勧告

1. 委員会は、報告書を送付する際、適切だと考える提案と勧告をすることができる。

2. 委員会は、関係当事国に委員会の報告書が送付された日から3か月以内に、事案が解決されないか、あるいは、委員会によって、あるいは、関係国によって裁判所に提出されない場合、委員の絶対多数の投票によって、その判断のために提出された問題に関する見解と結論を発表することができる。ただし、関係国によって管轄権が受理されていることが必要である。

3. 委員会は、適切な勧告をし、当該政府が審査された状況を救済する措置を取るべき期間を指示することができる。

4. 報告書が委員会の委員の一致した見解を全体的にあるいは、部分的に述べられていない場合、いかなる委員も当該報告書に個別に見解を追加することができる。

5. 当事者によってなされた口頭のあるいは文書での声明も報告書に含まれなければならない。
6. 報告書は、関係当事者に送付されなければならない。しかし、当事者はそれを公表する権限はない。

第50条　裁判所への事件の付託

1. 委員会は、条約当事国が条約62条に従って、裁判所の管轄権を受諾した場合、当該国家の政府に内規46条で付託された報告書を送付することに続いて、その事件を裁判所に付託できる。
2. 委員会の事務総長は、事件が裁判所に付託されるという規則に則って、直ちに、裁判所、請願者、および当該国家の政府に通知しなければならない。
3. 委員会は、当事国が裁判所の管轄権を受諾していない場合、当該国家に報告書の対象である特別な事件で裁判所の管轄権を認める条約62条2項に述べられた選択を利用するように請求することができる。

第51条　請願の受取り

委員会は、人権条約の当事国でない機構の加盟国に関して、米州人権宣言に述べられた人権の主張された侵害の告発を含むいかなる請願も受け取り、審査しなければならない。

第53条　最終決定

1. 委員会の最終決定は、事実と結論に加えて、委員会が提案される価値があると考える勧告および、最終期限を含まなければならない。
2. 当該決定は、当該国家あるいは、請願者に送付されなければならない。
3. 国家が1項あるいは3項に述べられた最終期限内に、委員会によって勧告された措置を採用しない場合、委員会はその決定を公表できる。
4. 上記の項目で述べられた決定は、機構の総会に委員会によって提出されるべき年次報告書、あるいは、委員会が適当と考えるその他の方法で公表される。

現地調査(1961.10－2010.1*)

NO	日付	場所	現地調査
1	1961年10月22～29日	ドミニカ共和国	第1回現地調査
2	1963年1月2日	フロリダ州マイアミ	キューバ難民への調査
3	1963年5月5～9日	ドミニカ共和国	第2回現地調査
4	1965年6月11日～1966年6月1日	ドミニカ共和国	第3回現地調査
5	1969年7月4～7日 1969年7月8～10日	エルサルバドル ホンジュラス	1969年10月25日まで両国に残った特別代表団の調査
6	1974年7月22日～8月2日	チリ	第1回現地調査
7	1977年11月29日～12月7日	パナマ	第1回現地調査
8	1978年1月18日	エルサルバドル	第2回現地調査
9	1978年8月16～25日	ハイチ	第1回現地調査
10	1978年10月3～12日	ニカラグア	第1回現地調査
11	1979年9月20日	アルゼンチン	第1回現地調査
12	1980年4月21～28日	コロンビア	第1回現地調査
13	1980年10月6～11日	ニカラグア	第2回現地調査
14	1982年5月3～6日	ニカラグア	第3回現地調査
15	1982年5月7～9日	ホンジュラス	モコロンMocorónのミスキート族難民キャンプの調査
16	1982年6月28～29日	アメリカ合衆国プエルトリコ	フロリダ州とプエルトリコでのハイチ難民拘留センターの調査
17	1982年8月5～6日	アメリカ合衆国	ニューヨーク、ブルックリンでのハイチ人拘留センターの調査
18	1982年9月21～26日	グアテマラ	第1回現地調査

19	1983年1月2～8日	メキシコ	メキシコ、チャパスのグアテマラ人難民キャンプの調査
20	1983年6月12日	ホンジュラス、ニカラグア	両国のモスキィータ Mosquitia 領域の調査
21	1983年6月20～24日	スリナム	第1回現地調査
22	1985年5月6～10日	グアテマラ	第2回現地調査
23	1985年6月12～17日	スリナム	第2回現地調査
24	1986年8月10～16日	エルサルバドル	第3回現地調査
25	1987年1月20～23日	ハイチ	第2回現地調査
26	1987年2月15～19日	エルサルバドル	第4回現地調査
27	1987年10月5～9日	スリナム	第3回現地調査
28	1988年1月3～7日	フランス領ガイアナ	スリナム人難民キャンプの調査
29	1988年1月25～28日	グアテマラ	第3回現地調査
30	1988年1月20～22日	ニカラグア	第4回現地調査
31	1988年4月20～30日	ニカラグア	元国軍兵の事件ファイル（1834事例）の調査
32	1988年8月29日～9月2日	ハイチ	第3回現地調査
33	1988年12月13～16日	スリナム	第4回現地調査
34	1989年2月27日～3月3日	パナマ	第2回現地調査
35	1989年5月6～12日	ペルー	第1回現地調査
36	1990年1月29日～2月3日	グアテマラ	第4回現地調査
37	1990年2月7～9日	パラグアイ	第1回現地調査
38	1990年4月17～20日	ハイチ	第4回現地調査
39	1990年7月9～13日	パナマ	第3回現地調査
40	1990年11月14～16日	ハイチ	第5回現地調査
41	1990年12月3～7日	コロンビア	予備的現地調査
42	1991年8月12～14日	ドミニカ共和国	第4回現地調査
43	1991年10月28日～11月1日	ペルー	第2回現地調査
44	1991年12月4～6日	ハイチ	第6回現地調査
45	1992年4月19～21日	ペルー	第3回現地調査
46	1992年4月27～30日	ニカラグア	第5回現地調査
47	1992年5月4～8日	コロンビア	第2回現地調査
48	1992年5月11～12日	ペルー	第4回現地調査
49	1992年11月2～6日	グアテマラ	第5回現地調査
50	1993年5月17～21日	ペルー	第5回現地調査
51	1993年8月23～27日	ハイチ	第7回現地調査
52	1993年9月6～10日	グアテマラ	第6回現地調査
53	1994年3月9～10日	グアテマラ	CPR（CommunitiesofPeoplesinResistance）の状況確認のための第7回現地調査
54	1994年5月16～20日	ハイチ	第8回現地調査
55	1994年5月22～27日	バハマ	第1回現地調査
56	1994年10月24～27日	ハイチ	第9回現地調査
57	1994年11月7～11日	エクアドル	第1回現地調査
58	1994年12月1～5日	グアテマラ	第8回現地調査
59	1994年12月7日	ジャマイカ	第1回現地調査
60	1995年3月20～23日	ハイチ	第10回現地調査
61	1995年5月3～5日	アメリカ合衆国	マリエルキューバ MarielCubans の拘留状況の確認のためのロンポック連邦刑務所への調査
62	1995年5月30日	アメリカ合衆国	カンザス州レーベンワース刑務所の現地調査
63	1995年7月5～10日	グアテマラ	第9回現地調査
64	1995年12月4～8日	ブラジル	第1回現地調査
65	1996年4月26日	アメリカ合衆国	マリエルキューバの刑務所の状況を確認するためのペンシルバニア州アレンウッドの現地調査
66	1996年5月12～18日	ベネズエラ	刑務所の状況を確認するための現地調査
67	1996年7月15～24日	メキシコ	現地調査
68	1996年12月9～10日	アメリカ合衆国	マリエルキューバの刑務所の状況を確認するためのルイジアナ州マークスビルとアマイトの現地調査

69	1997年4月28日～5月2日	ボリビア	現地調査
70	1997年6月16～20日	ドミニカ共和国	第5回現地調査
71	1997年10月20～22日	カナダ	難民の状況を確認するための現地調査
72	1997年12月1～8日	コロンビア	第3回現地調査
73	1998年7月7～9日	アメリカ合衆国	出稼ぎ労働者や家族の状況を調査するためのカリフォルニア州ロサンゼルス、サンディエゴの現地調査
74	1998年8月6～11日	グアテマラ	第10回現地調査
75	1998年11月9～13日	ペルー	第6回現地調査
76	1999年7月7～9日	アメリカ合衆国	テキサス州エルパソの現地調査
77	1999年7月28～30日	パラグアイ	第2回現地調査
78	2000年8月21～25日	ハイチ	第11回現地調査
79	2001年6月6～8日	パナマ	第4回現地調査
80	2001年12月7～13日	コロンビア	第4回現地調査
81	2002年5月6～10日	ベネズエラ	現地調査
82	2002年5月28～31日	ハイチ	第12回現地調査
83	2003年3月24～29日	グアテマラ	第11回現地調査
84	2003年8月18～22日	ハイチ	第13回現地調査
85	2004年7月11～17日	コロンビア	第5回現地調査
86	2004年9月1～3日	ハイチ	第14回現地調査
87	2004年11月15～20日	エルサルバドル、グアテマラ	マラスまたはギャングとして知られているグループと関連のある子どもと若者の状況および自由を奪われた者の生活状況の調査
88	2004年12月1～4日	ホンジュラス	マラスまたはギャングとして知られているグループと関連のある子どもと若者の状況および自由を奪われた者の生活状況の調査
89	2006年12月12～17日	ボリビア	現地調査
90	2008年6月9～13日	ボリビア	先住民族グアラニ家族の状況の調査
91	2008年12月1～5日	ジャマイカ	現地調査
92	2009年8月17～21日	ホンジュラス	現地調査

＊は、2001年の時点で、このリストは、2つ以上の委員会によって行われた訪問が含まれている。リストは、国別あるいはテーマ別報告者として一人の委員によって実行された訪問は含まれていない。
＊米州人権委員会年次報告書より作成

友好的解決数
(1985年～2011年、ただし途中抜けている)

年	友好的解決数
1985	1
1993	1
1994	1
1996	1
1997	3
1998	2
1999	4
2000	13
2001	12
2002	3
2003	11
2004	3
2005	8
2006	10
2007	5
2008	4
2009	4
2010	11
2011	8

＊米州人権委員会年次報告書より作成

予防措置数
(1996年～2011年、ただし2001年除く)

年	予防措置数
1996	30
1997	61
1998	54
1999	61
2000	51
2002	91
2003	60
2004	41
2005	34
2006	24
2007	40
2008	27
2009	46
2010	59
2011	57
計	736

＊米州人権委員会年次報告書より作成